

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(先物取引の期限) 第17条 (略) 2 (略) 3 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 電力のうち、東エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (13) 電力のうち、東エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (14) 電力のうち、西エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (15) 電力のうち、西エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (16) 電力のうち、中部エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (17) 電力のうち、中部エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>5年以内</u>の各年度とし、<u>5限月制</u>とする。 (18) (略) 4・5 (略)	(先物取引の期限) 第17条 (略) 2 (略) 3 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。 (1)～(11) (略) (12) 電力のうち、東エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (13) 電力のうち、東エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (14) 電力のうち、西エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (15) 電力のうち、西エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (16) 電力のうち、中部エリア・年度ベースロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (17) 電力のうち、中部エリア・年度日中ロード電力にあつては、新甫発会日が属する年度の翌年度から起算した<u>2年以内</u>の各年度とし、<u>2限月制</u>とする。 (18) (略) 4・5 (略)
附 則 1 この改正規定は、令和9年4月26日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じ	

た場合その他やむを得ない事由により、 前項に定める日から施行することが適当 でない場合には、当該日から3月以内の 日で、当社が別に定める日から施行す る。	
---	--